保育利用(2号・3号認定)の保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間短縮に伴う 保育施設利用者の登園基準の変更について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者(「感染の可能性がある方」を含む)となった場合には、陽性者との最終接触日から一定の健康観察期間中、自宅等での待機を求められているところです。本件について、令和4年1月28日付の厚生労働省通知において、当該健康観察期間中の外出自粛(待機)期間を7日間に短縮することが示されました。

これに基づき、令和4年1月26日付子ども未来局局長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育施設利用者に対する家庭保育の協力依頼等について」にてお示ししていた保育施設利用者の登園基準等について、下記のとおり変更いたします。

皆様におかれましては、下記の基準について御理解いただきますとともに、引き続き感染 状況を踏まえて必要な日及び必要な時間の範囲での保育の利用について御検討くださいま すよう、御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準の見直しについて(1月31日時点)

従来お示ししていた園児にお休みいただく基準について、以下のとおり見直しいたしました。下表に該当する期間には、保育施設をお休みいただくよう、お願いいたします。

7 0	
園への連絡事由	お休みいただく期間
①登園している <u>お子様が感染</u> した	保健所による療養期間の間 (注)
②登園しているお子様が「感染の可能性がある方」又は保健所か	外出自粛(待機)期間の間(陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間)
<u>ら濃厚接触者と判定</u> された	例:最終接触日 1/31→2/7 まで 当該同居の御家族の外出自粛(待機)期間(陽性者
③登園しているお子様の <u>同居の御</u> 家族が「感染の可能性がある	との最終接触日の翌日から起算して7日間) 例:最終接触日 1/31→1/2/7 まで
<u>方」</u> となった	ただし、当該御家族が医療従事者等(※)で、職場復帰のため所定の期間を経て抗原検査等を受けて陰性が確認された場合には、この限りではありません。
	検査結果(陰性)が確認されるまで 検査が受けられない場合は、③のとおりとしてくだ
④登園しているお子様の同居の御 家族が保健所から <u>濃厚接触者</u> と	さい。
判定された	│検査による陰性の確認後でも、外出自粛(待機)期 │ │間中は濃厚接触者となった方による送迎はお控えい │ │ただき、家庭内でも感染対策を徹底してください。 │

- **⑤登園しているお子様に症状があ** 保健所又は医師の判断によ り PCR 検査を受ける
- ⑥登園しているお子様の同居の御 家族に症状があり、保健所又は 医師の判断により PCR 検査を受

検査結果(陰性)が確認されるまで

ただし、「感染の可能性がある方」が外出自粛(待 機)期間中に症状が出て検査を受けた場合には、結 果が陰性であっても②のとおりとしてください。 検査結果(陰性)が確認されるまで

ける

ただし、「感染の可能性がある方」で症状が出て検 査を受けた場合には、陰性の確認後は、④のとおり としてください。

- (※) 詳細は、札幌市公式ホームページ<濃厚接触者の外出自粛・健康観察期間の短縮について>を ご参照ください。(https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html)
- (※) 10 日間は引き続き健康観察期間となりますので、外出自粛(待機)期間経過後の8日目以 降10日目までの3日間は、ご自身(お子様の場合は保護者)で体調に留意する等の健康観察 をお願いいたします。
- 注:保健所 HP に示されている基準は以下のとおりです。個別の詳細は、陽性となった方から保健所 へ御確認願います。
 - (1)症状のある方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - (2)症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合

【担当】

子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話:011 (211) 2986